

雨水浸透施設・雨水貯留施設 設置費補助金制度のご案内

市の花 ふじざくら



市の木 かえで



市の鳥 ひばり



市の魚 にじます

安心・安全なまちづくりを進めましょう。



富士宮市

制度の主旨

富士宮市では、総合的な治水対策の一環として雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養と雨水の有効利用を図るため、雨水の浸透・貯留する施設を設置していただける方に工事費を補助し、浸水被害のない安全・安心なまちづくりを進めるために制度を定めました。

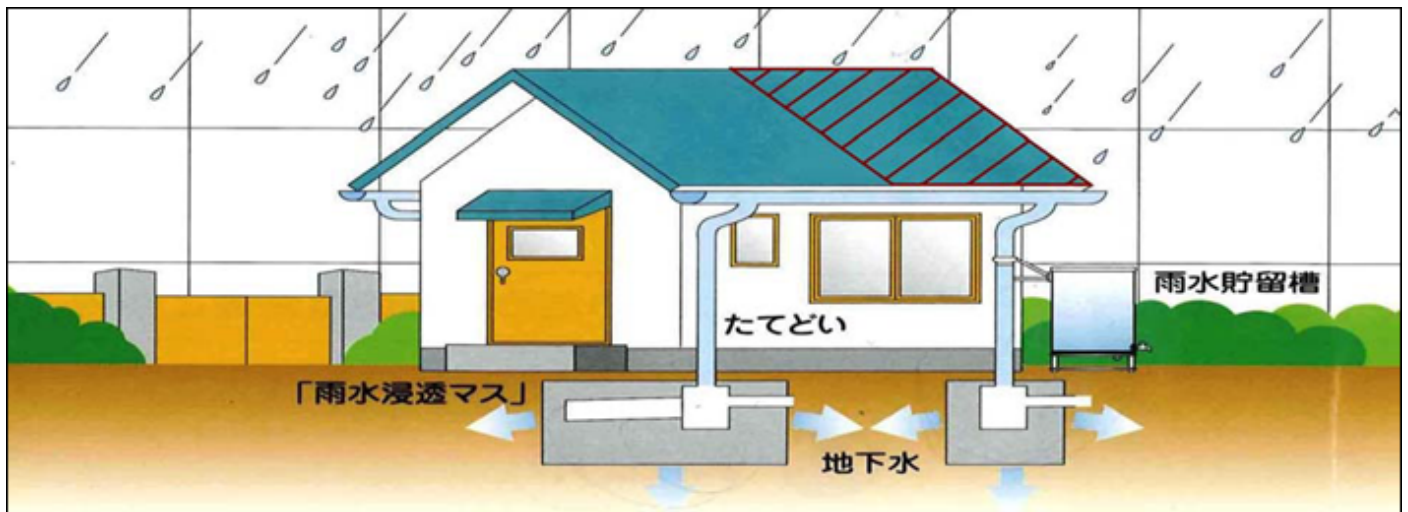
■ 地下浸透促進のための雨水浸透施設を■

■ 雨水を有効利用するための雨水貯留施設を■

近年、短時間に集中して降る大雨で浸水被害が多発しています。コンクリート・アスファルトによって雨水の地下への浸透が妨げられたことが、その一因とされています。

富士宮市は、豊富な湧水に恵まれています。雨水も地下水の大事な源であり、大切にしていかなければなりません。

雨水浸透施設は、雨水を地下に効率よく戻し、地下水のかん養と河川への流出抑制の効果があり、浸水被害を軽減します。雨水貯留施設は、貯めた雨水を花壇・庭木へのやり水や庭等への散水及び防火用水として使用することで、水資源の有効利用やヒートアイランドの抑制にも有効です。



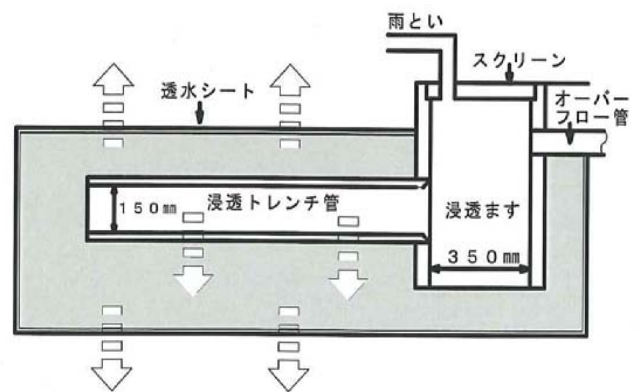
■ 施設の概要及び効果について ■

1. 雨水浸透マス A型

雨どいから、流れ出す雨水を浸透マスとトレンチ管（浸透させるために穴が多数ついた管）に導き地下に浸透させます。浸透できない雨水は、道路側溝等に流します。

1時間での浸透量 $1.06 \text{ m}^3 / 1 \text{ 基}$

（1棟につき最大で4基まで※次ページ表参照）

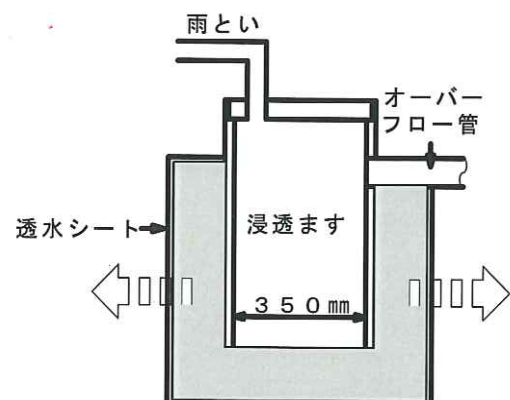


2. 雨水浸透マス B型

雨どいから、流れ出す雨水を浸透マスに導き地下に浸透させます。浸透できない雨水は、道路側溝等に流します。

1時間で浸透量 $0.39 \text{ m}^3 / 1 \text{ 基}$

（1棟につき最大で4基まで※次ページ表参照）

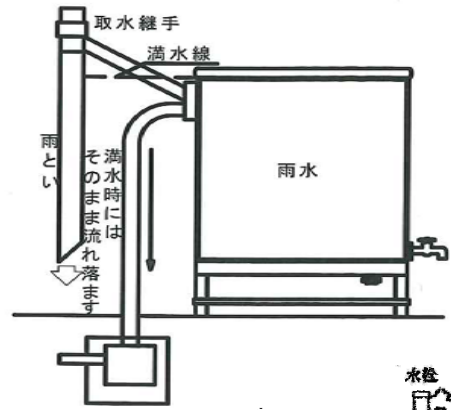


3. 雨水貯留タンク

雨どいから、流れ出す雨水を貯留タンクに導き一時的に水路・側溝への流出を抑制します。

ためた水は花壇・庭木の散水、防火用水として使用できます。

補助対象（1基）

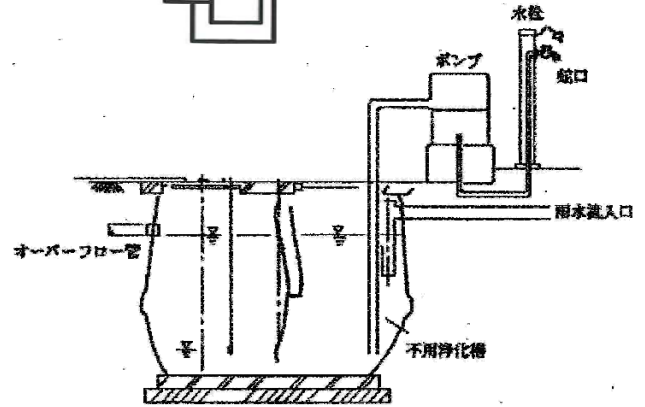


4. 浄化槽転用型

各家庭に設置されている浄化槽規模により変わります。

ためた水は花壇・庭木のやり水、防火用水として使用できます。（ポンプ等の設備が必要となります。）

補助対象（1基）



■ この制度を利用できる人は ■

公共下水道雨水渠事業弓沢川右岸4号幹線（通称：大宮都市下水路）の集水区域に1,000㎡未満の住宅（併用住宅及び共同住宅を含む。）を所有する人（これから建築しようとする人も含む）で施設を設置する人です。
集水区域は一級河川弓沢川西側、普通河川渋沢用水北側の、市街化区域です。

■ 設置に適さない場所（敷地内） ■

敷地内には、設置に適さない場所がありますので、申請時には設置位置についてはご注意ください。
（建物に接近した場所、浸透した雨水が隣地に影響を及ぼす場所、擁壁の上部ほか多数ありますので申請前にご相談ください。）

補助金対象施設と補助金額

補助金の額は、設置に要する経費（1,000円未満の端数切り捨て）に相当する額とし、それぞれ下の表に示す金額を限度として補助されます。

施設の区分		補助金の限度額（1基につき）
雨水浸透施設	A型	～5万円
	B型	～3万円
雨水貯留施設	タンク型（200ℓ以上）	～3万円
	浄化槽転用型	～8万円
住宅の建築面積		補助金の対象となる雨水浸透施設の数
50㎡未満		1基
50㎡以上100㎡未満		2基
100㎡以上150㎡未満		3基
150㎡以上		4基

* 貯留施設は建築面積に関わらず、1棟につき1基のみとなります。

申請の流れと必要書類について

①市役所（河川課）
に相談・お問い合わせ

②申請書の提出
（表1参照）

③現地確認・設置指導



④工事の実施



⑤完了届の提出
（表2参照）



⑥完了検査（現地確認）



⑦補助金の交付

（表1）申請時に提出していただく書類

1 補助金交付申請書	印鑑は認印でも可。
2 案内図（地図）	設置する住居の場所がわかるもの。
3 浸透施設・貯留施設配置図	敷地・建物の簡単な平面図に設置場所を示したもの。
4 浸透施設・貯留施設の構造図	浸透施設は標準図と著しく構造が変わるもの。 貯留槽はパンフレットのコピーでも可。
5 見積書	業者に請負依頼する場合は業者の見積書。 貯留槽等直接購入の場合は販売店の見積書。 *本人で設置する場合は材料費のみが補助金対象。
6 市税完納証明書	市役所市民課で発行（有料）。

（表2）完了時に提出していただく書類

1 補助事業実績報告書	
2 完了届	印鑑は補助金交付申請書と同じものを使用。
3 領収書	設置にかかる費用の領収書（材料費・工事費等）。 *本人で設置する場合は材料費の領収書。
4 写真	工事前、施工中の様子、完成時の各段階の写真（5枚程度）。
5 請求書	振込先は必ず本人の口座であること。 印鑑は申請時の印と同じものを使用。 *銀行の届出印でなくても可。

※ 申請書、完了届、報告書、請求書は河川課のホームページよりダウンロード
できます。また、市役所5階河川課にも用意してあります。

※ 工事完了後、検査を経て補助金が交付されます。

※ ご不明の点など、詳しくは、河川課へ問い合わせください。

ご相談・問い合わせ

富士宮市役所 都市整備部 河川課

電話 0544-22-1111（代表） 内線2539・2549
22-1219（直通）

《ホームページアドレス》 河川課のページ

<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/kasen/index.htm>